

令和 8 年 2 月 3 日  
公益社団法人日本通信販売協会

## 会員に対する処分について

令和 8 年 1 月に開催された当会の理事会において「会員に対する処分規則」に則り検討した結果について、下記のとおり公表します。

### 記

1. 対象会員名 株式会社ソーシャルテック
2. 検討結果 除名の処分手続を進めることが相当である。
3. 理由 令和 7 年 11 月 20 日に行った株式会社ソーシャルテックに対する改善勧告の処分(処分理由:通信販売に関する不適正な行為/不適正な表現を使用した広告表示を行っていること)において、「改善勧告は、当会規則において除名の処分に次ぐ重い処分として、再発防止の徹底を要請するものであり、再発防止の実施内容については当会において慎重に確認を行う。確認の結果、再発防止の実施が十分であると認められない場合には、除名の処分手続を開始する」と付言されているとおり、当該社から再発防止の実施について報告を受けたが、令和 8 年 1 月時点においても不適正な表現を使用した広告が配信されていることが確認されるなど、再発防止の実施について厳正に確認した結果、十分であると認められなかったため。
4. 備考 除名の処分手続は、「会員に対する処分規則」および定款の定めにあるとおり、総会の議決をもって行うこととされており、今後、本件に関する総会の開催手続を進める。

以上

※本件に関するお問合せ先

日本通信販売協会事務局 万場・三浦・宮崎 / TEL : 03-5651-1155